

営繕工事における重点監督試行要領

令和5年12月14日

県土整備部営繕課

第1 目的

この要領は、営繕課の発注する建設工事において、不特定多数の人が利用する施設等における利用者の安全と公共工事の品質の確保を図ることを目的として、重点的な監督業務（以下、「重点監督」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 重点監督対象工事

本試行要領を適用する工事（以下、「重点監督対象工事」という。）は、次のいずれかに該当し、営繕課長が必要と認める工事とする。

- (1) 大規模工事であって技術的難易度の高い工事
- (2) 不特定多数、又は特定多数の人が利用する施設に係る工事
- (3) その他

第3 重点監督の方法

1 重点監督の体制

主任監督員に加えて、総括監督員及びその他の職員（以下、「補助点検員」という。）での複数体制による確認、点検、検査等を行い、監督体制を強化する。

2 重点監督計画の作成

総括監督員は、重点監督対象工事毎に重点監督計画を作成する。

3 重点監督計画の内容

(1) 重点監督対象工程

- ・ 重点監督の対象とする工種及び工程を定める。

(2) 重点確認項目

- ・ 特に重点的な管理が必要と認められる項目及び検査回数を定める。

(3) 施工計画書における施工管理計画の確認

- ・ 受注者の作成した施工計画書の品質計画及び自主検査計画が適切か確認する。

(4) 施工状況の確認

- ・ 受注者の実施した自主検査結果が適切か確認する。
- ・ 現場における段階確認及び必要に応じて下検査で、品質、安全性及び重点確認項目で定める項目の施工の適否を確認する。

(5) 監督体制

- ・ (3) については、主任及び総括監督員で確認する。
- ・ (4) については、主任、総括監督員及び補助点検員による複数体制で確認する。

4 実施結果の報告

重点監督として実施した段階確認及び下検査は点検結果報告書を作成し、速やかに営繕課長に結果を報告する。

第4 入札参加者及び受注者への周知

- 1 現場説明書に重点監督の実施について記載する。
- 2 対象工事の要件に該当した場合には、重点監督対象工事として重点監督を行う旨を速やかに監督員指示書で指示する。

現場説明書記載例

(項目番号) 重点監督の実施について

本工事は、重点監督による監督強化の対象となることがあるが、その場合には、監督員が指示する。

監督員指示書記載例

本工事は、現場説明書「(項目番号) 重点監督の実施について」に基づき、重点監督の対象工事とする。

なお、対象とする工種及び工程は、別紙のとおりとする。

附則

この要領は令和5年12月14日から施行し、施行日に「第2 重点監督対象工事」に該当する工事についても適用する。